

安全性を定期的に確認しています

接種が原因と証明されていなくても、

接種後に起こった健康状態の異常について報告された場合は、

審議会(ワクチンに関する専門家の会議)*において一定期間ごとに、

報告された症状をもとに、

ワクチンの安全性を継続して確認しています。

*厚生科学審議会 予防接種・ワクチン分科会 副反応検討部会等



健康被害が起きたときは

予防接種は、極めてまれですが、接種を受けた方に重い健康被害を生じる場合があります。

HPVワクチンに限らず、すべてのワクチンについて、ワクチン接種によって、

医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害が残るなどの健康被害が生じた場合は、

法律に基づく救済(医療費・障害年金等の給付)が受けられます。

その際、「厳密な医学的な因果関係までは必要とせず、接種後の症状が予防接種によって起こることを否定できない場合も救済の対象とする」という

日本の従来からの救済制度の基本的な考え方方にそって、救済の審査を実施しています。

令和元(2019)年12月末までに救済制度の対象となった方*1は、審査された561人中、342人*2です。

予防接種による健康被害についてのご相談は、お住まいの市区町村の予防接種担当部門にお問い合わせください。

*1 ワクチン接種に伴つて一般的に起こりえる過敏症など機能性身体症状以外の認定者もふくんだ人数

*2 予防接種法に基づく救済の対象者については、審査した計54人中、28人

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(PMDA法)に基づく救済の対象者については、審査した計507人中、314人です。

ワクチン接種の注意点

- 筋肉注射という方法の注射で、うでや太ももに接種します。
(インフルエンザの予防接種等と比べて、痛みが強いと感じる方もいます。)
- 注射針を刺した直後から、強い痛みやしびれを感じた場合はすぐに医師にお伝えください。
- 痛みや緊張等によって接種直後に一時的に失神や立ちくらみ等が生じることがあります。
接種後30分程度は安静にしてください。
- 接種を受けた日は、はげしい運動は控えましょう。
- 接種後に体調の変化が現れたら、まずは接種を行った医療機関などの医師にご相談ください。
HPVワクチン接種後に生じた症状の診療に係る協力医療機関をお住まいの都道府県ごとに設置しています。
協力医療機関の受診は、接種を行った医師又はかかりつけの医師にご相談ください。
- ワクチンを合計3回接種しますが、1回目、2回目に気になる症状が現れた場合は、
2回目以降の接種をやめることができます。



ご相談先など

◎新型コロナワクチンに関する相談先

ワクチン接種後に
体に異常があるとき

→ ワクチンを受けた医療機関やかかりつけ医、
市町村や都道府県の窓口

ワクチン接種全般に
に関するお問い合わせ

→ 市町村の窓口

◎予防接種健康被害救済制度について

予防接種では健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすることはできないことから、救済制度が設けられています。

新型コロナワクチンの予防接種によって健康被害が生じた場合にも、予防接種法に基づく救済(医療費・障害年金の給付など)が受けられます。

申請に必要となる手続きなどについては、住民票がある市町村にご相談ください。

新型コロナワクチンに便乗した詐欺にご注意ください!

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のために必要とかたり、金銭や個人情報をだましとろうとする電話に関する相談が消費生活センターへ寄せられています。

市町村等が、ワクチン接種のために金銭
や個人情報を電話・メールで求めるこ
とはありません。

困ったときは一人で悩まず、消費者ホットライン
188(局番なし)にご相談ください。

